



市からの連絡帳

届け出・税・年金

西東京市民カードは破損などがあれば引き換えます

表面の8桁の番号が金色のカードは生分解性プラスチック製で、弾力性が弱く割れやすくなっています。破損などが生じたときは引き換えますので、市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、各出張所へお持ちください。

- 持①破損した西東京市民カード
- ②窓口に来た方の本人確認ができるもの(運転免許証・旅券・健康保険証[※])
- ③印鑑

※代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要です。
※表面の8桁の番号が判別できない状態のカードについては、お問い合わせください。

◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

軽自動車税納税通知書を発送

平成26年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(木)に発送する予定です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡した場合でも旧所有者に課税

されます。その場合の月割りによる払い戻しはありません。

身体障害者の方が所有する車両などの減免制度

一定の要件のもとに軽自動車税を減免する制度があります。減免を受けるには5月26日(月)までに申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

◆市民税課 田(☎042-460-9826)

国民年金の学生納付特例・若年者納付猶予制度のご利用を

国内に住所がある20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入する必要がありますが、次に当てはまる場合は、申請をすることにより保険料の納付が猶予されます。

◆学生納付特例制度

対 学生の方で本人の申請年度の前年の所得(1月～3月に申請する場合は申請年度の前々年の所得)が一定額以下の場合

◆若年者納付猶予制度

対 30歳未満で、本人と配偶者の申請年度の前年の所得(1月～6月に申請する場合は申請年度の前々年の所得)が一定額以下の場合(学生を除く)

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

これらの申請を行わず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基

礎年金を受けることができなくなる場合があります。

なお、4月1日から年金機能強化法による制度改正に伴い、国民年金保険料の免除などの申請対象期間が拡大され、「申請時点」の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉・子育て

中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 ①～③のすべてに当てはまる場合(世帯による所得要件あり)

- ①市内に住所を有する18歳未満の児童
- ②身体障害者手帳(聴覚障害者)交付の対象となる聴力ではないこと
- ③両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断する者

□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円)を比較して少ない額の9割(生活保護世帯、市町村民税

非課税世帯は10割)を助成します。
※修理にかかる経費は助成対象外
申 申請書に医師意見書、見積書を添付して障害福祉課(両庁舎1階)へ申請
※購入前の申請が必要です。詳細は、下記へお問い合わせください。

◆障害福祉課 保(☎042-438-4034)

ひとり親家庭のお父さんお母さんで就労のための資格取得を考えている方へ

◆自立支援教育訓練給付金を支給

児童扶養手当の受給者などで、介護職員初任者研修、ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーター、パソコン講座、医療事務資格などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方に対し、受講した後、受講に要した費用(入学料および授業料)の100分の20に相当する額(4,001円～10万円)を支給します。

◆高等技能訓練促進費などを支給

児童扶養手当の受給者などで、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師などの資格(修業年限2年以上)の取得が見込まれる方に対し、訓練促進費などを支給します。市民税が非課税の場合10万円、課税の場合は7万500円となります(上限2年間)。

※いずれも事前の相談などが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

中小企業事業資金融資あっせん制度をご利用ください

◆中小企業事業資金融資あっせん制度

内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん制度

□要件

①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は会社の本店または支店が市内に1年以上あること

②資金の限度額[※](表1参照)

◆特別対策運転資金融資あっせん制度～申込期間が延長になりました～

内 昨年と比較して売上高が減少している中小企業者および農業経営者への無利子の運転資金の融資あっせん制度

□要件

①同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人
※個人の場合は住所と事業所が、法人の場合は会社の本店または支店が市内に1年以上あること

②最近3カ月間の月平均売上額または最近1年間の売上額が昨年の同期に比べ3%以上減少していること

③資金の限度額[※](表2参照)

◆創業資金融資あっせん制度

内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当することになる方や、創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん制度

□要件

◇新たに創業する場合

①個人の場合は市内に住所があり市内に事業所を置くこと、法人の場合は市内に本店または支店などを設立すること

②事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得していること

③事前に西東京創業支援・経営革新相談

センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること

④資金の限度額[※](表1参照)

◇創業から1年未満の場合

①個人の場合は市内に住所と事業所が、法人の場合は市内に本店または支店などがあること

②事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成していること

③資金の限度額[※](表1参照)

□申込書類の配布 市HPからダウンロードするか、産業振興課(保谷庁舎3階)および取扱金融機関でも配布

申 提出書類を産業振興課へ直接持参
平成27年3月31日(火)まで随時受け付け

◆産業振興課 保(☎042-438-4041)

表1 中小企業事業資金融資あっせん制度・創業資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金	設備資金	運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内 (据置6カ月以内)	7年以内 (据置6カ月以内)	
融資利率	年1.975%		
利子補給率	年0.995%		
借受者負担率	年0.980%		

表2 特別対策運転資金融資あっせん制度

資金区分	運転資金
融資限度額	500万円(ただし、緊急対策運転資金を利用中の場合は300万円)
償還方法	元金均等月賦償還
償還期間	5年以内(据え置き6カ月以内)
融資利率	年1.975%
利子補給率	年1.975%
借受者負担率	年0%

消費増税に伴う介護報酬の改定

4月1日からの消費増税に伴い、介護報酬が0.63%引き上げられ、これにより介護保険の各サービスの単位と月々の区分支給限度基準額も引き上げとなりました。

限度額の範囲内でサービスを利用した際の自己負担は1割ですが、限度額を超えて利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

□区分支給限度基準額(1カ月の目安)

介護度	支給限度額	
	改定前	改定後
要支援1	4万9,700円	5万30円
要支援2	10万4,000円	10万4,730円
要介護1	16万5,800円	16万6,920円
要介護2	19万4,800円	19万6,160円
要介護3	26万7,500円	26万9,310円
要介護4	30万6,000円	30万8,060円
要介護5	35万8,300円	36万650円

西東京市消防団新体制の紹介

4月1日に西東京市消防団の団長、副団長、12個分団の正副分団長が任命されました。村田消防団長を中心に、地域防災のリーダーとして市民の生命と財産を守るため、火災や水害の災害出場に加え多種多様な訓練、地域警戒や警護などを行っていきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【西東京市消防団(敬称略)】

□本部 ◇団長 村田 恭男 ◇副団長 佐藤 満雄、柏木 勝、濱中 昇一

□分団(◎分団長、○副分団長)

- 第1分団(田無町3-6-22)
◎原 智仁 ○肥沼 徳太
- 第2分団(向台町3-6-26)
◎土方 貞文 ○秋元 宏道
- 第3分団(田無町4-5-16)
◎梅原 光徳 ○濱野 人行
- 第4分団(芝久保町3-1-17)
◎井沢 一雄 ○鶴野 純一
- 第5分団(西原町4-5-76)
◎小林 美朝 ○富田 信頼
- 第6分団(谷戸町1-22-8)
◎海老澤 文彦 ○五十畑 雅敏
- 第7分団(泉町3-4-3)
◎澤島 和雄 ○野口 祐樹
- 第8分団(栄町3-3-4)
◎加藤 隆司 ○本橋 学
- 第9分団(東町2-16-8)
◎高橋 一 ○高橋 智宏
- 第10分団(中町5-11-9)
◎都築 正壽 ○都築 栄
- 第11分団(富士町4-31-22)
◎保谷 和治 ○秋本 一道
- 第12分団(柳沢2-7-6)
◎原山 慎一 ○鈴木 勝也

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)